

YOXO BOX 利用規約(YOXO NEXT応援ネットワーク)

第1条(目的)

神奈川県横浜市中区尾上町一丁目6番ICON関内1階(以下「本ビル」という。)所在の次世代起業人材育成拠点「YOXO BOX(以下「本施設」という。)」は、横浜市「次世代起業人材拠点運営事業(以下「本事業」という。)」の一環として、新たな視点で地域及び生活等に関する課題解決を目指す起業家や、中高生を中心とする起業に関心をもつ若年層等のことを次世代起業人材とし、次世代起業人材等に対する案内・相談対応や、コミュニティの活性化、支援者ネットワークの形成を行い、次世代起業人材が活動・交流を通じて起業家精神の醸成や事業成長を目指す、活気ある安全な場として運営する施設であり、本施設利用者は、本施設を単に利用するだけでなく、当該目的達成に向け最大限貢献するものとします。

第2条(共同企業体)

共同企業体とは、横浜市よりYOXO BOXの運営を委任された三菱地所株式会社、株式会社ウィルパートナーズ、株式会社plan-Aで構成される次世代起業人材育成拠点運営事業共同企業体(以下「共同企業体」という。)を指し、共同企業体代表企業(以下「代表企業」という。)とは共同企業体の代表企業を担う三菱地所株式会社を指します。

第3条(運営者)

運営者とは、横浜市及び第2条に定める共同企業体を指します。

第4条(YOXO NEXT応援ネットワークメンバー)

YOXO NEXT応援ネットワークメンバー(以下「応援ネットワークメンバー」という。)とは、本施設利用にあたって、横浜市宛にYOXO BOX会員(応援ネットワーク)登録書を提出し、運営者が(確認・)承諾後、応援ネットワークとして利用登録した相手方を指すものとします。

第5条(資格条件)

1. 応援ネットワークメンバーは、以下の全ての条件を満たすものとします。
 - 1 本施設の目的を理解し、本利用規約、YOXO BOX利用ガイド、その他本施設の定める規定や運営規則(以下「本利用規約等」という。)を遵守する者。
 - 2 オンラインを含む他の会員・施設利用者との交流や本施設でのイベント等への積極的な参加、ヒアリングへの協力など、横浜市における次世代起業人材コミュニティ形成に協力することができる者。本コミュニティの一員として他者を尊重して行動できる者。
 - 3 反社会的団体(暴力団及び過激行動団体)又は反社会的行動に関与していない者。
 - 4 不渡り等により金融機関等取引停止状態にない者。
 - 5 破産、民事再生等の倒産手続開始の申し立てを受けておらず、又は自ら申し立てていない者。
 - 6 青少年の健全育成および施設の運営に支障をきたす事業を営んでいない者
2. 応援ネットワークメンバーは、以下のいずれかの条件を満たすものとします。
 - 1 運営者または会員(応援ネットワーク)からの紹介・推薦がある者。
 - 2 YOXO BOXにおいて支援を行う次世代起業人材に対し、起業又は事業成長に資する知識やスキル・ネットワークの提供等の支援を提供することができる者。

- 3 次世代起業人材等に対し、事業アイデアや製品・サービスについて体験・展示・試験導入等を実施する、又は、実施場所や実施事業者の紹介をする等、地域リソースの提供や地域ネットワークとの連携等の地域と連携した支援を実施することができる者。

第6条(応援ネットワークメンバーの権利)

応援ネットワークメンバーは本利用規約等に従って本施設を利用することができるものとします。

第7条(応援ネットワークメンバーの責任)

応援ネットワークメンバーは、本施設の目的、本事業及び次世代起業人材育成事業に貢献する責任を負うものとし、本利用規約等を遵守するとともに、これらに定める責任を履行することによってのみ利用資格を維持し、本施設を利用できるものとします。

第8条(登録手続き)

1.登録を申請する者は、運営者の案内に基づき

1. YOXO BOX 会員(応援ネットワーク)登録書
2. 個人情報の取扱いに関する同意書
3. 保護者同意書(未成年の場合)

を提出の上、運営者がこれを確認し、記載内容に問題がない場合に登録されるものとします。

但し、運営者の判断によりその全部又は一部を免除できるものとします。

2. 応援ネットワークメンバーは、登録必要書類に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに最新情報を運営者宛に所定の手続きに沿って提出するものとします。

3. 応援ネットワークメンバーは、登録後はYOXO BOX 会員(応援ネットワーク)登録 書利用項目表に記載の内容にて本施設およびサービスを利用できるものとします。

第9条(除名)

1.運営者は、応援ネットワークメンバーが各号の一つに該当する場合、本施設利用登録の解除又は、利用資格の一時停止をすることができるものとします。

1. 施設利用料金等が発生した場合に、その施設利用料金等の支払を遅延・滞納した場合。
2. 本施設を故意に毀損した場合。
3. 本施設の趣旨に反する営利を目的とした活動などの行為があった場合。
4. 本施設又は運営者の名誉、信用を傷つけ、秩序を乱した場合。
5. 本利用規約、YOXO BOX 利用ガイド、その他本施設の定める規定に違反した場合。
6. 登録に際し虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。
7. 第5条各項のいずれかを満たさなくなった場合。
8. その他運営者が不適当と判断した場合。

2. 応援ネットワークメンバーが死亡した場合、応援ネットワークメンバーは死亡と同時に当然に利用資格を失うものとし、その利用資格の承継については、これを一切認めないものとします。

第10条(利用資格の譲渡)

応援ネットワークメンバーは、利用資格又は本利用規約に基づく権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第11条(応援ネットワークメンバーの地位)

1. 運営者は、応援ネットワークメンバーに対し本施設の利用に関し、特別の使用権を保証するものではなく、応援ネットワークメンバーの増加などにより特定の施設の一部又は全部が利用できない場合でも、一切責任を負わないものとします。
2. 応援ネットワークメンバー全体数の調整等、運営者が必要と認める場合、運営者は任意に応援ネットワークメンバーとの間の本施設利用登録を解除できるものとし、当該応援ネットワークメンバーはこれに対して何らの異議を述べず、また損害賠償請求等如何なる請求も行わないものとします。

第12条(入退出の方法)

応援ネットワークメンバーは第16条に定める本施設の営業時間内に限り利用が可能なものとします。

第13条(ゲストの施設の利用)

1. 本施設内にて行われる会議や打ち合わせ等の出席者など、応援ネットワークメンバーが施設に呼び入れ又は同伴し、一時的に本施設を利用する者(以下「ゲスト」という。)については、応援ネットワークメンバーの同席時のみ本施設を利用することが可能なものとします。
2. 応援ネットワークメンバーは外来者(ゲスト)に対して本利用規約等の定めを遵守させる責を負うものとします。

第14条(掲示板・配布物等)

1. 応援ネットワークメンバーは、申込とこれに対する運営者の承諾により、運営者が指定する掲示板に、運営者の指定する形式・方法によりチラシ・ポスター等を掲示することができるものとします。
2. 前項の手続き、形式・方法に拠らない掲示物等は運営者にて撤去することができるものとします。また、撤去に要した手数料等については掲出者にご負担を頂く場合があります。

第15条(忘れ物・放置荷物等)

1. 運営者は、本施設に忘れ物・放置荷物等を発見したときは、これを所定の場所に於いて一定の期間保管するものとします。期間内に所有者が現れない場合、運営者はこれらの忘れ物・放置荷物等を任意に処分できるものとします。
2. 運営者は、忘れ物・放置荷物等の所有者に対し、別に定める保管料・処分費用等を請求できるものとします。

第16条(本施設営業時間)

本施設の開館時間と受付(スタッフ)の営業時間は以下の通りとします。

【開館・営業時間】

平日10時～18時

第17条(本施設休館日)

1. 本施設の休館日は以下の通りとします。

1. 土日祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)
 2. その他、運営者が特に必要と認めた日
- 2.天災地変等により本施設が不測の損害を被った場合、または本施設の改修・補修が必要となった場合、運営者は、相当な期間本施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。
- 3.本条により本施設を休館、一時閉鎖する場合、運営者が適当と認める方法により、事前に応援ネットワークメンバーに通知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第18条(施設の変更・廃止)

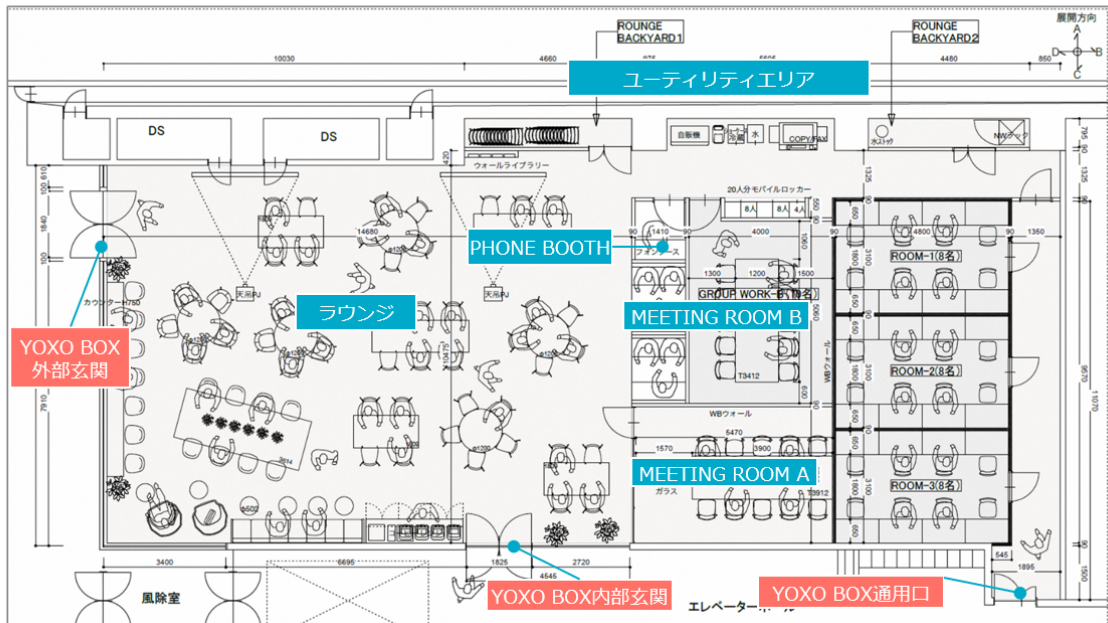
- 1.運営者は、任意に運営者の定める方法により、本施設及び運営形態等を変更、又は本施設を閉鎖することができるものとします。
- 2.前項により本施設が閉鎖された場合、運営者はすべての応援ネットワークメンバーの利用登録を解除するものとし、応援ネットワークメンバーはこれに対して何らの異議を述べず、また損害賠償請求等如何なる請求も行わないものとします。

第19条(施設の利用方法)

1. 応援ネットワークメンバーは、本施設利用の都度、受付を行い、ストラップを受け取ることで本施設の利用を開始するものとし、本施設利用中はストラップを着用するものとします。ただし、本施設の運営状況によって受付方法が一部変更される場合があり、その場合は、運営者の案内する方法に従うものとします。
2. 本施設は、応援ネットワークメンバーがその目的に応じて利活用できる機能として、次のスペースを提供しています。

1. ラウンジ
2. MEETING ROOM A, B
3. PHONE BOOTH

【1F】



3. ラウンジについて、応援ネットワークメンバーは、イベント・プログラム利用時等、利用できない場合があることを承諾します。
4. MEETING ROOMについて、応援ネットワークメンバーは、応援ネットワークメンバーの事前の利用予約は受け付けておらず、当日空いている場合に限り、運営者が利用許可をした際にのみ利用ができることを承諾します。尚、1回当たりの利用可能時間は1時間までとします。また、イベント・プログラム利用時等、利用できない場合があることを承諾します。
5. PHONE BOOTHについて、応援ネットワークメンバーは、応援ネットワークメンバーの事前の利用予約は受け付けておらず、当日空いている場合に限り利用ができることを承諾します。尚、1回当たりの利用可能時間は1時間までとします。
6. 詳しい利用ルールについては、利用ガイド又は本施設内掲示に従うものとします。

第20条(利用可能設備・備品について)

応援ネットワークメンバーは次の通り設備・備品を利用することができます。

- 1 貸出機器・備品: 貸し出した機器・備品については、本施設内において自由に使用することができますが、使用後は必ず元の状態で戻し、本施設外には持ち出さないでください。
(貸出機器・備品詳細については利用ガイドを参照)
- 2 Wi-Fi: セキュリティ対策は応援ネットワークメンバーの責任により行ってください。
- 3 空調・照明: 共用とします。室温や照度の調整は運営者にて行うため、スイッチ等には触れないでください。
- 4 ゴミ箱: 本施設内で発生したゴミは、本施設内のゴミ箱の分別区分に従い、本施設内に設置されたゴミ箱に廃棄してください。尚、本施設にて生ごみを廃棄することはできません。また、大量のゴミを生じさせる場合には個別に持ち帰り、処理を行ってください。
- 5 駐車場・駐輪場: 本施設には、駐車場及び駐輪場が無い場合、周辺の有料駐車場等をご利用ください。

第21条(利用資格の期限)

利用資格はYOXO BOX 会員（応援ネットワーク）登録書利用項目表に記載の期間内有効とし、有効期間の満了により自動的に利用登録を解除するものとします。但し、運営者の判断によりYOXO BOX利用の再登録を妨げるものではありません。

第22条(利用資格停止の手続き)

承認された利用登録の期間内に於いて利用資格停止を希望する場合は、所定書類を本施設の受付に持参する又は郵送することによって、利用資格停止を運営者に申入れを行わなければならないものとします。運営者は、本条の手續に基づく利用資格停止の申入れを応援ネットワークメンバーから受けたとき、速やかにその応援ネットワークメンバーの登録情報を抹消し、利用資格を停止するものとします。

第23条(免責)

1.本施設で運営者が紹介した企業との連携、又は応援ネットワークメンバーが本施設において実施した事業連携等は、応援ネットワークメンバーが自己の責任において実施するものとし、運営者はこれにより発生した一切の責任を負わないものとします。

2.本施設は次の各号についてはその損害の賠償を免れるものとします。

- 1 地震・風水害等の天災地変や暴動等を原因とする災害・停電・事件・事故等の損害その他それらを原因とするガス・水道・電気・IT 設備その他諸設備の故障、破壊により生じた損害。
- 2 応援ネットワークメンバーが他の本施設利用者若しくはその他の第三者の所有物等を棄損若しくは汚損した場合、又は他の本施設利用者若しくはその他の第三者との間で事故やトラブル等が発生した場合の損害。
- 3 本施設の維持保全のために行う保守点検、修理等を原因とする損害。
- 4 本施設における私物の紛失。
- 5 遺失物法に従って対処した、本施設内での拾得物の対応。
- 6 本施設の利用中に生じた当該利用者の所有物の盗難又は棄損による損害。
- 7 本施設の電源及びインターネット回線を利用した際の、パソコン等の不具合又はデータの消去若しくは漏洩等の事態の発生による損害。また、本施設のインターネット回線の接続不良、設備・備品の不具合、設備・備品を利用した際のトラブル等による損害。
- 8 その他運営者の責めに帰すことのできない事項。

第24条(禁止事項)

1. 応援ネットワークメンバーは、本施設の利用に関連し、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- 1 周囲に対する迷惑行為・有害行為・暴力等を行う行為。
- 2 政治的、宗教的な活動。
- 3 趣味や文化活動等の同好会活動。
- 4 学友会や同窓会活動。
- 5 勧誘・斡旋行為。
- 6 設備の破損・破壊・盗難等を行う行為。
- 7 施設ストラップ等の複製行為。
- 8 本施設内での寝泊り行為。

- 9 本施設内での喫煙。
 - 10 本施設内での火気使用。
 - 11 本施設内に私物を持ち込み、放置する行為。
 - 12 電気ポット、冷蔵庫等の家電等を持ち込み使用する行為。
 - 13 広告物等を運営者の許可なく設置する行為。
 - 14 以下の物品等危険物等の持ち込み。
 - (ア) 可燃性の物(マッチ等)
 - (イ) 腐敗する物
 - (ウ) 臭気を発する物
 - (エ) 生き物
 - (オ) その他、本施設内への持込物品として適さないと運営者が判断した物
 - 15 運営者又は第三者の運用するネットワーク、コンピューター等に支障を与える行為、又はその恐れのある行為。
 - 16 反社会的、暴力的、扇動的、猟奇的な情報の発信をする行為。
 - 17 暴力団等の反社会的勢力による不当な行為、犯罪によって得た収益の出所等隠蔽する目的で行うマネーロンダリング等、その他違法行為を補助、教唆、助長する行為。
 - 18 本施設の運営を妨害する、又はその恐れのある行為。
 - 19 特定の個人・法人・団体のみの利益につながる活動。
 - 20 その他、運営事業者により不適切と判断される行為。
2. 前各号のいずれかに該当する違反により運営者が被った損害にかかる賠償請求は妨げないものとします。

第25条(反社会的勢力の排除)

1. 応援ネットワークメンバーは、運営者に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 1. 自らが(応援ネットワークメンバーが法人の場合は当該法人のほか、当該法人の役員または使用人も含む)下記(ア)乃至(エ)に定める者(以下、総称して「反社会的勢力」という)に該当しないこと、かつ将来に渡っても該当しないこと
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)に定める暴力団等、暴力団員もしくは準構成員等
 - (イ) 破壊活動防止法(昭和27年7月21日法律第240号)に定める破壊的団体、破壊的団体の役職員もしくは構成員等
 - (ウ) その他、法令違背の言動を標榜する団体及び団体の関係者等
 - (エ) 前各号に準ずる者
 2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 3. 本契約の期間中に、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 応援ネットワークメンバーについて、次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本施設を利用する権利を喪失し、応援ネットワークメンバーとしてのいかなる利益も失われるものとします。
 1. 項第1号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

2. 前項第2号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
3. 前項第3号の確約に反した行為をした場合

第26条(守秘義務)

1. 応援ネットワークメンバーは、本利用規約等の内容、運営者から提出又は開示し社会通念上守秘義務の対象となる資料及び情報、本施設利用時に本施設利用者や運営者から得た資料及び情報(以下総称して「機密情報等」という。)の機密を保持し、必要な範囲で自ら委任関係にある外部専門家(公認会計士、弁護士、税理士)に開示する場合を除き、代表企業の承諾なしに自らの所属組織の役員や従業員を含む第三者に対して開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号に定める情報及び資料については機密情報等に当たらないものとします。
 1. 開示・提供の時点で公知又は公用であったもの。
 2. 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知又は公用になったもの。
 3. 開示・提供の時点で既に自ら所有していたことを立証しうるもの。
 4. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手したもの。
2. 前項にかかわらず応援ネットワークメンバーは次の各号に定める場合は機密情報等を開示することができるものとします。
 1. 法令又は条例等に基づき開示すべき法的義務を負うもの。
 2. 法令又は条例等に基づき官公庁より開示を命じられたもの。
3. 応援ネットワークメンバーは、ゲストに対し、本利用規約における各自の義務と同様の守秘義務を負わせるものとします。本条の守秘義務は、利用登録期間中に加えて登録終了後も1年間有効に存続するものとします。

第27条(非常事態発生時の対応)

1. 応援ネットワークメンバーは、本施設内で火災を発見したときは、直ちに付近の運営者に報告し、防火管理者の指示に基づき、避難路を確保し初期消火に努めるとともに、119番へ速やかに連絡するものとします。
2. 応援ネットワークメンバーは、地震、その他非常事態発生時には、防火管理者又は本建物の管理会社の指示に従い、適切な措置をとるものとします。

第28条(規約の改正)

1. 運営者は、自身の判断で変更する必要があるときは本利用規約の改正を行うことができ、その効力はすべての応援ネットワークメンバーに及ぶものとします。
2. 応援ネットワークメンバーは、本利用規約の改正に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をしないものとします。

第29条(裁判管轄)

本利用規約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を訴訟または調停における専属的合意管轄裁判所とします。

第30条(準拠法及び適用語)

1. 本利用規約に係る法律関係については、日本法を準拠法とします。

2.本利用規約が日本語以外の言語に翻訳される場合で日本語版と齟齬が生じた場合は、日本語版が優先されるものとします。

第31条(通知)

本利用規約、その他管理、運営に関する事項の改正、廃止等は、本施設内の所定の場所又はwebサイト等に掲示することをもって効力を生ずるものとします。

第32条(施行)

本利用規約は2025年7月31日より施行するものとします。